

2高福第262号
令和2年5月4日

各高齢者施設等管理者 様

愛知県福祉局高齢福祉課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言に基づく
高齢者施設等の対応について(依頼)

本日、新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言に基づく措置の実施期間が延長されました。

本県における高齢者等への介護サービス事業等については、引き続き当該措置の期間中の事業の継続を要請します。

事業の継続にあたっては、厚生労働省からの令和2年4月7日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」及び令和2年4月24日付け事務連絡「介護サービス事業所によるサービス継続について」を参考にしてください。

なお、通所・短期入所等のサービスについては、下記の事項に御留意のうえ、適切な対応をお願いします。

記

- 感染防止対策を行った上で、原則として、通所・短期入所等のサービス事業を継続すること。
- 利用者の状況や家族の状況を踏まえ、感染拡大防止のための対応を検討したうえで、利用者に対する支援を提供すること。
- 利用者等が感染した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で、事業所での通所・短期入所等のサービス提供を縮小して実施することも困難なときは、休業を検討していただく必要があるが、特に支援が必要な利用者に対しては代替サービスの確保についても併せて検討すること。

担 当 介護保険指定・指導グループ
電 話 052-954-6289 (ダイヤル)
F A X 052-954-6919
電子メール korei@pref.aichi.lg.jp